

成羽川漁業協同組合 内共第14号・第15号
第 5 種 共 同 漁 業 権 遊 漁 規 則

令和6年1月1日認可

成羽川漁業協同組合

成羽川漁業協同組合 内共第14号・第15号
第5種 共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、成羽川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第14号・第15号 第5種共同漁業権に係る、漁場(以下単に「漁場」という)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている次の表の水産動物の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

漁場区域	漁業権の対象となっている水産動物
内共第14号、第15号の区域	あゆ、こい、うなぎ、はえ、あまご(ひらめ) すっぽん、もくずがに

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域で、次の表の漁具・漁法によって遊漁しようとする者は、同表右欄の遊漁料を納付しなければならない。

等 級	魚 種	漁具・漁法	遊漁料	
			年間料金	1日料金
1 等 (但し、2等、3等の漁具・漁法を含む。)	あゆ こい うなぎ はえ もくずがに	投網、たも網、待網、さおづり、もじ、さぐり 投網、たも網、もじ たも網、もじ 投網、たも網、もじ かにもじ	円 8,000	円 2,000
2 等 (但し、3等の漁具・漁法を含む。)	こい うなぎ あまご すっぽん	さおづり、投糸 さおづり、投糸、かごづけ さおづり 投糸、すっぽん釣	5,000	
3 等	はえ	さおづり	2,000	

2 前項の規定にかかわらず、組合の地区内に住所を有する小学生以下の遊漁料は3等に限り無料とし、2等以上については半額とする。また組合の地区内に住所を有する中学生は、全ての等級で半額とする。

3 遊漁料は、第9条の方法により、組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 岡山県内水面漁業調整規則に定めるものの外、次に掲げる漁具・漁法によって遊漁してはならない。

- 1) てこばね、びん漬(類似品を含む。)、石うち、げんのうち、金具を使用して行う水底つきによる漁法。
- 2) ヘッドランプ等照明を用いて行う視水器漁法。
- 3) 発電機等による強力な光、又は石油等をもって水面に火を放つなど魚族を威かくする漁法。
- 4) アクアラングを使用して行う漁法。
- 5) う竿(おいたも)を使用する漁法。
- 6) 定置漁業に類似する漁法(もじは口径71センチメートル以下はこの限りでない。)

(従事者の制限)

第4条 次の表のア欄の漁具・漁法で遊漁をする場合の補助員は、イ欄の員数以内で、かつ、ウ欄の資格を有する者でなければならない。

ア.漁具・漁法	イ.補助員	ウ.資格
投網	2 名	1等の遊漁承認証所持者
点火ほこ突 (夜ぼり)	1 名	1等若しくは2等の 遊漁承認証所持者

(遊漁期間)

第5条 次の表のア欄の漁種を、イ欄の漁具・漁法で遊漁する場合は、それぞれウ欄の期間内でなければならない。

ア、魚種	イ、漁具・漁法	ウ、期間
あ ゆ	投網、たも網、待網、さおづり、 もじ、さぐり	6 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの 間で組合が公示する期間
こ い	投網	6 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 間で組合が公示する期間
	たも網、さおづり、もじ、投糸	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日まで
う な ぎ	かごづけ、投糸、たも網、	6 月 15 日 から 1 2 月 3 1 日まで
	さおづり、もじ	
は え	投網	6 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 間で組合が公示する期間
	たも網、さおづり、もじ	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日まで
あまご	さおづり	3 月 1 日から 8 月 3 1 日まで
すっぽん	投糸、すっぽん釣	7 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで
もくずがに	かにもじ(長袋網)	9 月 1 日から 1 2 月 3 1 日まで

(釣り専用区)

第6条 次の表のア欄の区域は竿釣り専用区とし、
イ欄の期間は他の漁法による漁業を禁止する。

地 区	ア.専用区域(内共第14号の区域)	イ.期間
成羽地区	成羽町佐々木、下原用水取水口付近に設置した標識から 下流カガミの瀬尻に設置した標識まで 成羽町星原かぐら橋に設置した標識から 下流下原鶴見橋に設置した標識まで 成羽町下原旭町中国電力鉄塔付近に設置した標識から 成羽橋に設置した標識まで 成羽町布寄の新湯中橋上流端から 成羽川と坂本川の合流点まで	6月1日から 12月31日まで の間で組合が 公示する期間 網漁は9月5日 午後5時 解禁
落合地区	成羽町渡雁の消防道路降り口と対岸の大岩を結んだ線に 設置した標識から 下流阿部上杉石材店前に設置した標識まで	
川上地区	川上町吉木堤防道路入口付近に設置した標識から 下流川合祇園様参道口に設置した標識まで	
備中地区	備中町布瀬火打滝の瀬肩に設置した標識から 下流平井自動車整備(有)前に設置した標識まで	

(禁止区域)

第7条 次に掲げる危険区域においては、水面に立ち入って遊漁してはならない。
これに違反し人命等にかかわる事故を起こしたときは、組合はその責に任じ
ないものとする。

(1) 黒鳥調整池のうち、田原発電所放水口(成羽町布寄527番地内)付近 の調整池用地内。(田原発電所の放水の際は激流となり又水位の変動も あり極めて危険である)(危険注意標識設置)
(2) 田原発電所、および黒鳥発電所調整池えん堤直下流付近。(危険注 意標識設置)

(全長の制限)

第8条 次の表のア欄の魚種については、それぞれイ欄の大きさ以下のものを採捕
してはならない。

ア.魚種	イ.大きさ			
うなぎ	全長	20	センチメートル	
こい	全長	15	センチメートル	
あまご(ひらめ)	全長	15	センチメートル	

(遊漁料の納付の方法)

第9条 第2条に掲げる漁具・漁法によって遊漁する場合は、同条の遊漁料を別表第1に掲げる場所及び組合が公示する取扱所において納付するものとする。

2 遊漁する者は、遊漁する場所において、漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは別記様式第2号の遊漁承認証を交付する。

2 遊漁承認証は、これを他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第11条 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、遊漁するとき、必ず遊漁承認証を携帯しなければならない。

3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、この規則の施行に関して、必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第1号の漁場監視員証を携帯し、かつ、これを表示する帽子を着用する。

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者が、この規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、以後この者の遊漁を拒否することができる。

2 前項の場合は、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

3 組合は、実情に応じ相当の賠償を請求することがある。

4 あゆ種苗の放流公示後、解禁日までの間において、違反遊漁した者に対しては、漁具の一時預かり等を行うことがある。

(附則)

この規則は令和6年1月1日から施行する。

別表第1

事務所名	住所
成羽川漁業協同組合事務所	高梁市成羽町下原1013-5
落合事務所	高梁市落合町阿部2303(落合地域市民センター内)

別記様式第1号

漁場監視員証

表

裏

No.			
漁場監視員証			
下記の者は、当組合の監視員であることを証明します。			
住所			
氏名			
	(年齢)		
有効期間	自	年	月 日
	至	年	月 日
発行年月日	年	月	日
発行者	高梁市成羽町下原1013-5 成羽川漁業協同組合 代表理事組合長		
	(印)		

注 意 事 項	
1	サービス中は本証を携帯しなければならない。
2	遊漁者について漁具、漁法、魚種等を調べようとするときは、本証を提示してから行わなければならない。

遊 漁 承 認 証

表

裏

遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。 記 No.	
遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (年齢)
漁具・漁法 等級 遊漁料 承認期間 漁場区域 発行年月日 年 月 日	
発行者 高梁市成羽町下原1013-5 成羽川漁業協同組合 代表理事組合長 (印)	

○注 意 事 項

1. 遊漁規則で定められた立入り禁止区域での遊漁をしてはならない。
2. 承認を受けた以外の遊漁をしてはならない。
3. 遊漁中は、必ず本証を携帯し、漁業証票を着用しなければならない。
4. 本証、漁業証票は貸与してはならない。
5. 漁場監視員から本証の提示を求められた場合はこれに従わなければならない。
6. このほか漁業に関する法令及び規則を守らなければならない。
7. この遊漁票は、内共第14号・第15号第5種共同漁業権の区域以外では遊漁できない。
8. 7月下旬頃(成羽花火前)河川(構造物)整備の為川が一時濁る場合があるので注意して下さい。

○当組合が行っている増殖事業

1. この河川等における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、岡山県内水面漁場管理委員会より示された増殖指示量に基づいています。

○当組合が行っている漁場管理

1. 遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、各河川等に免許された漁業権者に課せられている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって河川環境が維持されていることを御理解ください。